

不動産を相続したら、 「登記」する義務があります



ポイント
1

相続したことを知った日から**3年以内** に必ず登記

※ 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が課される可能性があります



「トウキツネ」

ポイント
2

義務化前（令和6年4月1日より前）に 相続したことを知った不動産は**令和9年 3月31日まで**に必ず登記



「シラナカッタヌキ」

相続登記の申請手続きとは

- ①戸籍等の取り寄せ ②遺産分割協議書の作成 ③登記申請書の作成
- ④登記所への提出 ⑤書類の訂正・追加提出の対応 ⑥登記完了証等の受領 等々



方法1 司法書士等 の専門家に依頼



※ 相続登記は取り寄せる書類や作成する書類が多く、**非常に複雑**であるため、司法書士に依頼する方が多いです。

相続登記相談特設サイト（日本司法書士会連合会）
リダイヤル 0120-13-7832



岐阜県司法書士会
総合相談センター（無料）



司法書士を探す

方法2（お時間のある方向け） ご自身で手続き

※ 法務局に**複数回**ご自身が（原則）お越しいただく必要があります。



法務省HP
不動産を
相続した方へ



対面・電話・ウェブ
による手続案内
（完全予約制）

- ・手続き案内は**1回当たり20分以内**です。
- ・申請書類の事前審査はできません。申請書類の受付後に、登記官が審査を行います。

不動産の所有者の

住所・名前の変更登記

はお済みですか？



住所・名前の変更登記が義務化されました！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や氏名・名称の変更登記が義務化されました。
- ・個人も法人も、変更の日から2年以内に登記をしていただく必要があります。
- ・令和8年4月1日より前に住所等を変更した場合は、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

かんたん・無料の手続きをしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら

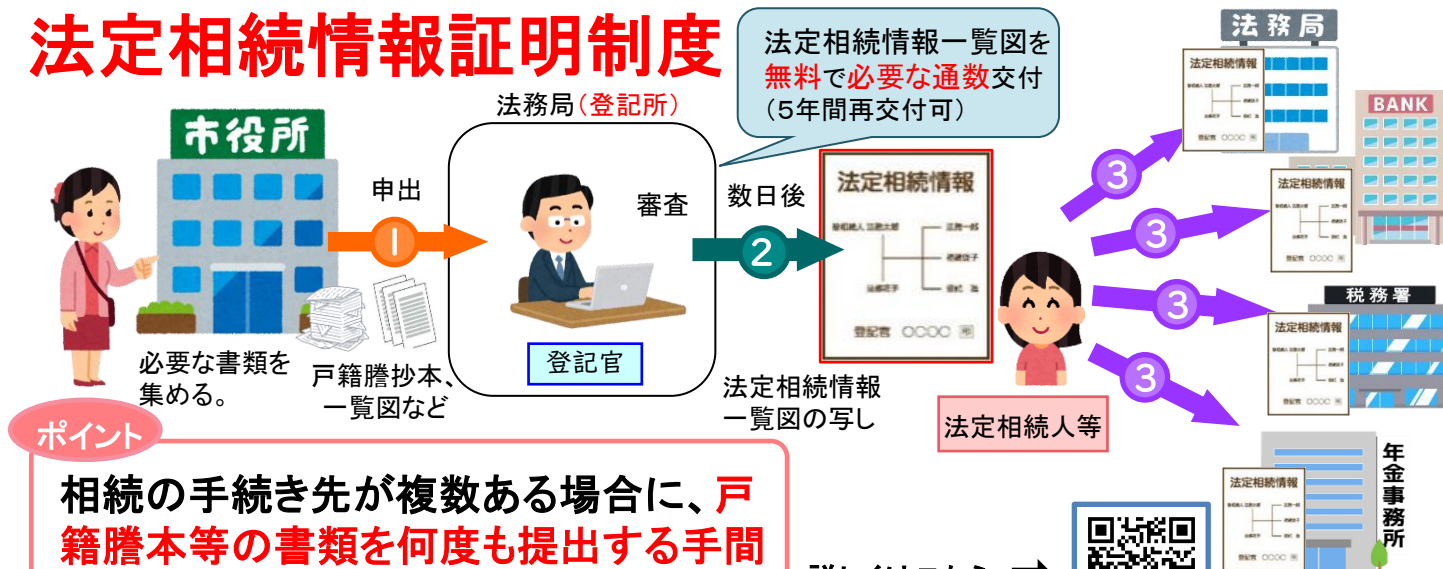


不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

法定相続情報一覧図を無料で交付します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図を無料で必要な通数交付（5年間再交付可）



ポイント

相続の手続き先が複数ある場合に、戸籍謄本等の書類を何度も提出する手間が省略でき、手続きが同時に進められるので、時間が短縮できます。

詳しくはこちら

